

近隣市の条例比較表

	久喜市	幸手市	比較
条例名	久喜市男女共同参画を推進する条例	幸手市男女共同参画を推進する条例	【異なること】なしの項目については当市も明記する予定。
施行日	平成22年9月30日	平成29年3月17日	
前文	<p>我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきた。</p> <p>とりわけ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准以降、この条約を軸に施策が展開され、男女共同参画社会基本法の制定など男女平等に関する法律の整備が進められた。</p> <p>しかしながら、男女の自由な活動の選択を妨げる要因といわれる、性別による固定的な役割分担意識に根ざした制度や社会慣行などはいまだ残されているのが現状である。</p> <p>こうした中で、久喜市は、国内外の取組と協調して様々な施策を展開し、男女共同参画の推進に取り組んできたが、久喜市には、少子高齢化の急速な進展という全国共通の課題と共に、核家族世帯率が高く、出産及び子育て期に就労を中断する女性が多いなどの状況が見受けられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、さらに将来にわたって豊かで活力あふれる久喜市を築いていくためには、男女が互いを認めあい、共にいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合う社会を実現することが重要である。</p> <p>ここに、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を実現した社会を目指すため、この条例を制定する。</p>	<p>我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、男女共同参画の形成は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題の一つとして位置付けられるものである。</p> <p>これを踏まえ、幸手市では、これまで、男女共同参画社会基本法の下、「男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する様々な取組を進めてきた。</p> <p>しかしながら、今日においてもなお、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣行は依然として根強く、雇用不安や虐待、ドメスティック・バイオレンスなどの様々な問題が存在し、男女が平等に社会へ参画するには、多くの課題が残されている。</p> <p>一方、現在の経済・社会環境は、人口構成の変化、高度情報化や国際化などの多様な変化が生じ、地域における人間関係の希薄化が進み、孤立・孤独・老老介護の問題などが顕在化している。特に幸手市においては、人口の減少や少子高齢化が急速に進行し、核家族世帯率が上昇している。</p> <p>そのような中で、女性性は、労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、男性は、通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではないという傾向である。さらに、社会的弱者に配慮した防災等のまちづくりや女性の職業生活における活躍に関する支援など、男女共同参画を推し進める中で、解決しなければならない課題が山積している。</p> <p>こうした現状を踏まえ、全ての男女の人権が尊重され、個人としての能力を発揮して自主的に行動できる男女共同参画社会を実現するためには、全ての男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、あらゆる分野に対等に参画し、責任を分かち合うことができる男女共同参画のまちづくりを、総合的かつ計画的に推進することが必要不可欠である。</p> <p>ここに、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画社会の実現を目指し、「都市と自然が調和した安心・安全で活力ある幸手市」を築くため、この条例を制定する。</p>	<p>【共通すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本国憲法における平等 ◆社会の現状・課題 ◆市の取組状況 ◆条例の必要性・制定理由 <p>【異なること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆なし

近隣市の条例比較表

	久喜市	幸手市	比較
目的	<p>(目的) 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、全ての男女の人権が尊重され、個人としての能力を発揮して自主的に行動できる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>【共通すること】 ◆それぞれの責務を明らかにする ◆男女共同参画を総合的に推進する</p> <p>【異なること】 ◆なし</p>
定義	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2)市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。</p> <p>(3)事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(4)積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(5)セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2)市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。</p> <p>(3)事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(4)積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(5)セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。</p> <p>(6)ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者又は当該関係にあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な暴力をいう。</p> <p>(7)女性活躍 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することをいう。</p>	<p>【共通すること】 ◆男女共同参画 ◆市民 ◆事業者 ◆積極的格差是正措置 ◆セクシュアルハラスメント</p> <p>【異なること】 ◆ドメスティックバイオレンス・女性活躍(幸手市)</p> <p>【白岡市として】 ◆幸手市同様、「ドメスティックバイオレンス」「女性活躍」を明記する ◆ワーク・ライフ・バランスについて明記する</p>

近隣市の条例比較表

	久喜市	幸手市	比較
基本理念	<p>(基本理念) 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1)男女が、個人としての尊厳を重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。</p> <p>(2)男女が、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自らの意思により様々な活動を選択し、主体的に参画できる環境が確保されること。</p> <p>(3)市における政策又は事業者における活動方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>(4)家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及びその他の社会生活における活動に對等に参画できるようにすること。</p> <p>(5)配偶者等に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントその他の性別による暴力(以下「性別による暴力」という。)が根絶されること。</p> <p>(6)妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。</p> <p>(7)男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進が国際的協調の下に行われること。</p>	<p>(基本理念) 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1)男女が個人としての尊厳を重んじられること。</p> <p>(2)男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。</p> <p>(3)男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。</p> <p>(4)セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別による暴力(以下「性別による暴力」という。)が根絶されること。</p> <p>(5)男女が家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。特に、女性活躍の推進が図られること。</p> <p>(6)男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。</p> <p>(7)家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。</p> <p>(8)妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。</p> <p>(9)国際社会における取組と密接な関係があるとの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。</p>	<p>【共通すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆個人として尊厳を重んじる ◆性別による差別を受けない ◆個人として能力を発揮する機会が確保される ◆社会のあらゆる分野において自らの意思で多様な生き方ができる ◆市の政策や事業者における方針の決定に参画する機会が確保される ◆家族を構成する人が相互の協力と社会の支援の下、社会生活對等に参画できる ◆セクハラやDVの根絶 ◆性と生殖に関する事項について個人の意思が尊重され健康な生活が営める ◆国際社会との協調 <p>【異なること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆なし

近隣市の条例比較表

	久喜市	幸手市	比較
市の責務	<p>(市の責務) 第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 2 市は、前項に規定する基本的施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるように努めるものとする。 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、埼玉県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。</p>	<p>(市の責務) 第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。 3 市は、第1項の基本的施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるように努めるものとする。</p>	<p>【共通すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画に関する施策の実施 ◆財政上の措置を講ずる ◆国や県、他自治体との連携・市民や事業者との協働 <p>【異なること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆なし
市民の責務	<p>(市民の責務) 第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(市民の責務) 第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に積極的に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>【共通すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画の推進に努める ◆男女共同参画推進に関する施策に協力する <p>【異なること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆なし
事業者の責務	<p>(事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、男女が協働して参画することができる体制の整備に努めなければならない。 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>【共通すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画推進に取り組む ◆男女が共に参画できる体制整備 ◆市の施策への協力 <p>【異なること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆なし <p>【白岡市として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ワークライフバランスや多様な働き方に配慮した環境整備について明記する
教育における責務	<p>(教育における責務) 第7条 学校教育その他の教育に携わる者は、基本理念に配慮した教育を行うように努めなければならない。</p>		<p>【共通すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆なし <p>【異なること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆久喜市のみ明記 <p>【白岡市として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆明記する

近隣市の条例比較表

	久喜市	幸手市	比較
性別による権利侵害の禁止	<p>(性別による暴力の禁止等) 第8条 何人も、性別による暴力を行ってはならない。 2 市は、前項の性別による暴力の防止に努めるとともに、被害者から当該行為が行われた旨の申出があったときは、関係機関等と連携して、当該被害者等に対して適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(性別による権利侵害の禁止) 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、性別による暴力、その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。</p>	<p>【共通すること】 ◆性別による差別や暴力、人権侵害を行ってはならない</p> <p>【異なること】 ◆なし</p> <p>【白岡市として】 ◆セクハラやDVについて明記する</p>
公衆に表示する情報に関する留意		<p>(公衆に表示する情報に関する留意) 第8条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないように努めなければならない。 (1)性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現 (2)性別に起因する暴力を助長し、又は是認する表現 (3)過度の性的な表現</p>	<p>【共通すること】 ◆なし</p> <p>【異なること】 ◆幸手市のみ明記</p> <p>【白岡市として】 ◆明記する</p>
行動計画の策定等	<p>(行動計画の策定等) 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるとともに、第18条の規定により設置される久喜市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。 3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。 4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとする。この場合において、第2項及び前項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。</p>	<p>(行動計画の策定) 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の基本的施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるとともに、第15条の規定により設置する幸手市男女共同参画推進協議会に諮問するものとする。 3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。 4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとする。この場合において、前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。</p>	<p>【共通すること】 ◆行動計画の策定 ◆行動計画を策定する際は市民・事業者・市男女推進会議に諮問しなければならない ◆行動計画の公表 ◆行動計画の見直し</p> <p>【異なること】 ◆なし</p>

近隣市の条例比較表

	久喜市	幸手市	比較
市の 施策等	<p>(啓発活動) 第10条 市は、男女共同参画の推進に関する啓発活動に努めるものとする。</p> <p>(男女共同参画推進月間) 第11条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を重点的に行うため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。 2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。</p> <p>(積極的格差是正措置) 第12条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めるものとする。 2 市長その他の執行機関は、当該附属機関その他これに準ずるものの委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的に男女の均衡を図るように努めるものとし、男女間の格差が著しく生じている場合においては、積極的格差是正措置を講ずることにより、その格差が是正されるように努めるものとする。</p> <p>(市民及び事業者への支援) 第13条 市は、家族を構成する男女が、家庭生活における活動及びその他の社会生活における活動に対等に参画できるよう、必要な支援を行うように努めるものとする。 2 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の主体的な取組を支援するため、当該市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>(公共施設における環境整備) 第14条 市は、市が設置する公共施設において、必要な設備の設置その他の男女共同参画の推進に資するための環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(事業者への働きかけ) 第15条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、第6条に規定する体制の整備について報告を求めることができる。</p>	<p>(市の基本的施策等) 第9条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。 (1)市民及び事業者に男女共同参画に関する理解を深めるために必要な広報活動、男女共同参画を推進する活動の情報及び学習機会の提供、情報紙の発行その他必要な措置に関すること。 (2)学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置に関すること。 (3)事業活動、家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるように、子育て、介護等の支援に関すること。 (4)性別による暴力の防止及び当該暴力の被害を受けた者に対する必要な支援に関すること。 (5)女性活躍を推進するため、必要な支援に関すること。 (6)市民及び事業者と協働して実施する積極的格差是正措置に関すること。 (7)審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合に、男女の均衡を図るための積極的格差是正措置に関すること。 (8)男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報収集及び調査研究に関すること。</p> <p>(施策の推進体制の整備) 第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的施策を総合的かつ計画的に実施するために、必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>【共通すること】 ◆積極的格差是正措置 ◆市民及び事業者への支援 ◆啓発活動</p> <p>【異なること】 ◆男女共同参画推進月間(久喜市) ◆教育に関すること(幸手市) ◆家庭生活等に関すること(幸手市) ◆暴力防止及び被害者支援(幸手市) ◆女性活躍に関すること(幸手市) ◆公共施設の環境整備(久喜市) ◆審議会等への女性参画(幸手市) ◆情報収集・調査研究(幸手市) ◆事業者への働きかけ(久喜市)</p> <p>【白岡市として】 ◆以下の項目を明記する *積極的格差是正措置 *市民及び事業者への支援 *啓発活動 *女性活躍・参画 *ワークライフバランス *情報収集・調査分析</p>

近隣市の条例比較表

	久喜市	幸手市	比較
実施状況の公表	<p>(実施状況の公表) 第17条 市長は、毎年1回、行動計画の実施状況を公表するものとする。</p>	<p>(実施状況の公表) 第12条 市長は、毎年度、行動計画の実施状況を公表するものとする。</p>	<p>【共通すること】 ◆計画実施状況の公表</p> <p>【異なること】 ◆なし</p>
相談窓口・苦情対応	<p>(苦情及び相談への対応) 第16条 市長は、行動計画の実施又は男女共同参画を推進することに影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるように努めるものとする。 2 市長は、前項の申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、久喜市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。 3 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けた場合は、関係機関等と連携し、適切な措置を講ずるように努めるものとする。</p>	<p>(相談窓口) 第13条 市長は、市民が性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権を侵害された場合の相談を受けるための窓口を総務部人権推進課に置くものとする。 2 市長は、前項の相談を受けたときは、他の機関と連携を図り必要な支援を行うものとする。 (平29条例22・一部改正)</p> <p>(苦情の処理) 第14条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画を推進することに影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるように努めるものとする。 2 市長は、前項の申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、幸手市男女共同参画推進協議会の意見を聴くことができる。</p>	<p>【共通すること】 ◆苦情に対し適切な措置を講ずる ◆市長が必要と認める場合、市男女推進会議に意見を聴くことができる ◆他関係機関との連携</p> <p>【異なること】 ◆相談窓口の明記(幸手市は窓口課を明記している)</p> <p>【白岡市として】 ◆「相談窓口」と「苦情の処理」について明記する ◆窓口を設置していることは明記するが、具体的な課名までは明記しない(将来的に課名等が変わる可能性があるため)</p>

近隣市の条例比較表

	久喜市	幸手市	比較
会議の設置	<p>(設置) 第18条 男女共同参画の推進に関する事項について調査審議するため、久喜市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項) 第19条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1)第9条第2項の規定によりその権限に属させられた事項(同条第4項の規定により準用する場合を含む。)について調査及び審議をすること。</p> <p>(2)第16条第2項の規定によりその権限に属させられた事項について調査し、意見を述べること。</p> <p>(3)行動計画の実施状況について、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べること。</p> <p>(組織等) 第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)公募による市民</p> <p>(2)事業者の代表者</p> <p>(3)学識経験を有する者</p> <p>3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。</p> <p>4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。</p> <p>5 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の審議会の会議は、市長が招集する。</p> <p>2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会) 第22条 審議会は、第16条第2項の規定により市長から意見を求められたときは、部会を置いて調査することができる。</p> <p>2 部会は、部会員で組織し、部会員は委員が兼ねる。</p> <p>3 部会の組織は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>(庶務) 第23条 審議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。</p>	<p>(男女共同参画推進協議会) 第15条 男女共同参画社会の実現に向けて必要な事項について調査審議するため、幸手市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務) 第16条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1)第10条第2項の規定によりその権限に属させられた事項(同条第4項の規定により準用する場合を含む。)について調査及び審議をすること。</p> <p>(2)第14条第2項の規定によりその権限に属させられた事項について調査し、意見を述べること。</p> <p>(3)行動計画の実施状況その他男女共同参画社会の実現に向け必要があると認める事項に関し、自ら調査審議して市長に対し意見を述べること。</p> <p>(組織等) 第17条 協議会は、委員13人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)公募による市民又は事業者の代表者</p> <p>(2)学識経験者</p> <p>(3)その他市長が特に必要と認める者</p> <p>3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。</p> <p>4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>7 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第18条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の協議会の招集は、市長がこれを行う。</p> <p>2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(庶務) 第19条 協議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。</p>	<p>【共通すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆設置 ◆掌握事務 ◆組織等 ◆会議 ◆庶務 <p>【異なること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆なし <p>【白岡市として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆しらかば男女共同参画推進会議の設置及びどのような役割を持つかについては明記する ◆組織及び運営に必要な事項については、現在定められている「しらかば男女共同参画設置要綱」を引き続き利用するため、「規則で定めることとする」と明記する。

近隣市の条例比較表

	久喜市	幸手市	比較
委任	<p>(委任) 第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任) 第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>【共通すること】 ◆その他必要な事項は規則で定める</p> <p>【異なること】 ◆なし</p>